

技能講習受講資格別時間割及び受講料

科目	受講時間	講習期間	受講資格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
玉掛け	A 15H	3日間	①クレーン、移動式クレーン等の免許の取得者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了者。 ③床上操作式クレーン運転技能講習修了者。	26,070	1,650	27,720
	B 15H	3日間	①つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。	26,070	1,650	27,720
	16H	3日間	①つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ③制限荷重1トン未満の揚貨装置の玉掛け作業の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。	28,160	1,650	29,810
小型移動式クレーン	19H	3日間	①未経験者。	34,320	1,650	35,970
	16H	3日間	①クレーン運転士免許を有する者。 ②デリック運転士免許を有する者。 ③揚貨装置運転士免許を有する者。 ④床上操作式クレーン運転技能講習の修了者。 ⑤玉掛け技能講習の修了者。	42,350	1,705	44,055
	17H	3日間	①建設機械施工技術検定の内、1級若しくは2級の技術検定に合格した者で第2種若しくは第6種に合格した者。 ②車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習の修了者。	43,780	1,705	45,485
	20H	3日間	未経験者。	48,180	1,705	49,885
	14H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許を有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上の者。 ③不整地運搬車運転技能講習の修了者。	40,260	1,080	41,340
車両系建設機械(解体用)	5H	1日間	①車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者。 特に経験は要りません。	19,360	1,080	20,440
	13H	2日間	①移動式クレーン運転士免許を有する者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習の修了者。	16,280	880	17,160
カス溶接	12H	2日間	①建設機械施工技術検定に合格した者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習の修了者。	40,920	1,130	42,050
	14H	2日間	①大型特殊自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者。 ②クレーンクワット、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等・解体用)、不整地運搬車の内、いずれかの運転技能講習の修了者。	41,910	1,130	43,040
高所作業車	14H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型自動車免許、中型自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、クレーンクワット運転の特別教育を受け、クレーンクワットの運転経験が3ヶ月以上ある者。	19,910	1,030	20,940
			①大型自動車・中型自動車・普通自動車運転免許のどれかを有する者。 ②大型特殊自動車(限定付)運転免許を有する者。	49,060	1,030	50,090
			①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許のいずれかをもち、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)もしくは不整地運搬車の運転の特別教育を修了後、3ヶ月以上経験のある者。(免許証及び事業主の証明が必要) ③車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)運転技能講習を修了した者。	34,320	1,570	35,890
はい作業主任者	12H	2日間	①はい付け又は、はい削しの作業に3年以上従事した経験を有する者。	14,520	1,595	16,115

特別教育及び安全衛生教育受講資格別時間割及び受講料

科目	受講時間	講習期間	受講資格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
アーク溶接等	15H	2日間	事業主の証明が必要。 ※短縮コース	21,340	受講料に含む	21,340
	13H	2日間	未経験者。	21,560	受講料に含む	21,560
小型車両系建設機械(整地等)	10H	2日間	玉掛け講習又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者。 ※短縮コース	14,960	受講料に含む	14,960
	13H	2日間	未経験者。 ※標準コース	17,380	受講料に含む	17,380